



鳥取県

県外の副業・兼業人材を活用される県内事業者に対し、
当該副業・兼業人材に支払う移動費(交通費・宿泊費)を助成します！

令和8年4月作成

ビジネス人材副業・兼業活用補助金

補助対象者

以下の全ての要件を満たしている事業者が対象です。

- ① 鳥取県内に事業所を有していること。
- ② 補助事業の実施に際して、他の補助金、助成金等を受けていない又は受ける予定がないこと。
- ③ 副業・兼業人材の活用にあたり、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受けていること。
- ④ 副業・兼業人材を活用する業務領域が、当該人材の知見やノウハウ等を活用するものであること。

※「副業・兼業人材」とは、県外の事業所等で培った知見・ノウハウ等を活用し、県内企業の経営戦略立案や経営課題の解決にあたる人材であり、企業の社員、個人事業主、経営者等の別は問いません。

補助対象経費 (注) 1回の往復移動に伴う交通費の実費が10,000円未満の場合は、申請できません。

補助対象者が負担する副業・兼業人材の移動に要する以下の経費

- ① 交通費 鉄道賃、船賃、航空賃、バス料金、タクシー利用料金、自家用車利用料、高速道路料金。いずれも実費。なお、特別車両料金(グリーン車料金等)は、原則対象外。
- ② 宿泊費 宿泊に要する経費のうち基本宿泊料(室料)及びそれに伴うサービス料並びに税金(消費税及び入湯税)とし、食費は含まない
補助対象経費の上限額は、1泊当たり8,000円。

<注意点>

- ・交通費は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限ります。
- ・自家用車利用料は、自家用車で移動した走行距離を算出(インターネット等の推奨ルートで距離計算)し、1kmあたり25円を乗じた額を助成対象経費とします。
- ・補助対象経費については、事業実施主体が負担したことを証する書類若しくは別紙2「事業に係る領収書」及び当該負担した経費の内訳を証する書類により算定を行うものとします。

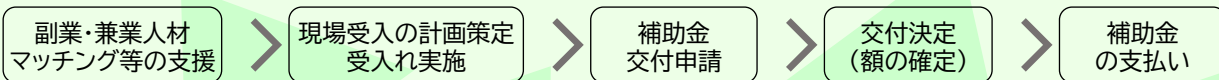


補助率 2分の1 補助金額 上限10万円/各年度

補助金手続きの流れ

とっとりプロフェッショナル
人材戦略拠点による支援

補助金の手続き



注: 交付申請期限は、副業・兼業人材の受入れ実施から1月以内
(最終の交付申請期限 3月10日)

申請方法

- ☞ 電子申請、郵送、持参のいずれかにより、鳥取県立鳥取ハローワークに提出してください。
- ☞ 申請様式は、鳥取県ホームページからダウンロードしてください。
- ☞ 鳥取県ホームページは、2次元コードからもご覧いただけます。

鳥取 副業 補助金 🔍

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292640.htm>



問
合
せ
先

▼補助金制度に関すること(申請先)

鳥取県立鳥取ハローワーク
電話 / 0857-51-0501
電子メール / helloworld-tottori@pref.tottori.lg.jp

▼副業・兼業人材活用に関すること

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点
電話 / 0857-30-6720

住所(共通) / 鳥取市東品治町111-1 (JR鳥取駅構内)